

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集、保有、利用）

（1）お客様は（以下「会員」という。）は株式会社サンテクノ（以下「当社」という。）が、プリペイドカードの利用に係る基本契約（以下「本契約」という。）の管理ため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を、保護措置を講じた上で当社が収集すること並びに当社が定める期間は以下の各条項（以下「本規約」という。）に基づいて当社が保有、利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。

①会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号
（本契約締結後に当社が会員またはカード取扱店から通知等を受け、または当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。）

②本契約に関する申込日、契約日、支払方法、振替口座、カード番号、PIN番号

（2）会員は、当社が以下の業務を株式会社ジャックスに業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、（1）により収集した個人情報を株式会社ジャックスに提供することに同意します。

①会員が指定した振替口座から自動振替でプリペイドカードへ入金するための集金代行データの作成・送信等、当社への取次に関する業務

②プリペイドカードの作成業務、残高管理等に関するコンピューター事務

③付帯サービス、ポイントサービスに関する業務

④その他上記各号に付随する業務

（3）会員は、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、法令（強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて、公的機関等に対して（1）により収集した個人情報を提供する場合は、（1）により収集した個人情報の一部または全部を提供することに同意します。

第2条（個人情報の開示・訂正・削除）

（1）会員は、当社に対して、個人情報保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第4条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

②万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第3条（本規約に不同意の場合）

当社は、会員が本契約の必要な記載事項（契約書面で会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部または一部を承諾できない場合には、本契約をお断りすることがあります。

第4条（個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問い合わせや利用、提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、以下までお願いします。

株式会社サンテクノ TEL.052-331-1480

〒460-0015 愛知県名古屋市中区大井町2番19号

第5条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実、第1条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。尚、

申込書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第6条（本規約の変更）

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

業務委託先

株式会社ジャックス

郵便番号 150-8932

東京都渋谷区恵比寿 4-1-18

お問い合わせ先電話番号

東京カスタマーセンター（お客様相談室）

046-233-1995

大阪カスタマーセンター（お客様相談室）

06-6872-5544

サンテクノ eco カード利用約款

第1条（本約款の趣旨）

本利用約款（以下「本約款」といいます）は株式会社サンテクノ（以下「当社」といいます）が発行する、第2条第1号において定義された本カードのご利用について規定するものです。当社との間でプリペイドカードの利用に係る基本契約（以下「本契約」といいます）を締結した者（以下「お客様」といいます）は、本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する以下の各号の語句は、本約款中に別段の定めがある場合を除き、それぞれ各号に掲げる意義を有するものとします。

(1)本カード: 当社が発行するサンテクノ eco カードおよびこれに付されたカード番号であって、以下のすべての要件を満たすものをいいます

①当社のサーバーに、当該カードと関連づけられた電磁的方法によるファイルが作成され、当該ファイルに記録される金額に加算される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算がなされるものであること。

②当該カードを提示または通知することにより、当該カードの残高の範囲で、当社に対する代金債務であってカード取扱店における商品販売等に係るものについて消滅させることができるものであること。

③②の使用がなされたときには、当該代金額に応ずる金額が残高から減算されるものであること。

(2)カード番号: カードを識別するための固有の番号記号をいいます。

(3)残高: 任意の本カードにつき、任意の時点において第1号①に掲げるファイルに記録された金額（ただし、その時点において当該本カードが有効であるものに限り）をいいます。

(4)代金: 商品若しくは権利の購入の代金または役務提供を受け対価をいいます。

(5)カード取扱店: 当社が指定する店舗もしくは施設であって、当該店舗または施設において商品販売等（通信販売によるものも含みます）の代金につき本カードを利用して決済することを受け入れるものをいいます。

(6)商品販売等: 商品若しくは権利の販売または役務の提供をいいます。

(7)対象債務: 本カードを利用した者が当社に対して負担または負担することとなる代金債務であって、カード取扱店において本カードを利用して購入または役務提供を受けようとする商品販売等に係るものをいいます。

(8)対象金額: 対象債務の額、その時点における本カードの残高または本カードの利用者が指定した金額のいずれか最も低い額をいいます。

(9)利用: 販売業者等に対する代金債務であってカード取扱店における商品販売等に係るものについて消滅させる趣旨で、当該カード取扱店を介して当社に対して本カードを提示または通知することをいいます。

(10)入金: お客様が、残高を増加させるために、本約款に定める方法により当社に対して資金を支払うことをいいます。

(11)自動振替期間: 以下の①の日を初日とし、②の日を末日とする期間をいいます。

①口座振替を行うために当社および金融機関において必要となる事務手続が完了した日の後、最初に到来する振替日

②お客様が本契約締結の時に申告した月の振替日またはお客様が当社に対して当社所定の方法で振替の停止を申し出た日の属する月の振替日のいずれか早く到来する日

(12)振替日: あらかじめお客様がその預貯金口座を開設した金融機関に対して口座振替を依頼し、当該依頼に基づき、当社からの請求により本カードへの入金のために、お客様の預貯金口座から資金が払い戻される日をいい、毎月27日（ただし、当該金融機関が休業日の場合はその翌営業日）とします。

(13)ボーナスバリュー等の付与: 当社が、お客様から対価を受領することなく第1号①に掲げるファイルに記載される金額を加算することをいいます。

(14)利用承認: 利用が、第3条第2項の要件を充足する利用であることを当社が確認したことをいいます。

(15)残高照会: 本カードの残高を確認するための行為であって、当社に対し、当社の指定するウェブサイトにおいて、本カードに係るカード番号その他当社所定事項を送信することにより、当該本カードの残高を当該ウェブサイトに表示させることをいいます。

第3条（カード利用に係る包括委託）

1. お客様は、本契約を締結することにより、当社に対し、以下の事項を包括的に委託し、当社はこれを受託します。

委託事項

本カードの利用に関し、カード利用者が当社に対して負担する対象債務のうち対象金額に係る部分について消滅させること。

2. 前項の委託は、以下の事項がすべて満たされる場合に、効力を有するものとします。

①利用時点において、有効かつ利用停止となっていない本カードが利用されること。

②当社が本カードの利用者とお客様の同一性を確認した場合においては、その同一性の確認ができたこと。

③その他本約款に定めるところに従った利用であること。

第4条（カードの発行と本契約の成立）

1. 当社所定の方法で当社に対して本契約の申込みを行った場合、当社は、当該申込者に対し、遅滞なく本カードを発行するものとします。但し、本カードの発行は、本契約の申込みを承諾するものではありません。

2. 当社が本契約の申込みを承諾しなかったときには、当社は、申込み受付日から7営業日以内に申込者に対してその旨を通知します。この場合、第1項によりカードの交付を受けた申込者は、遅滞なく本カードを当社に対して返却するものとします。

第5条（入金）

1. 本カードへの入金は、当社指定金融機関に開設された預貯金口座であってお客様があらかじめ当社に対して届け出た口座からの自動振替にて行うものとします。

2. 前項の自動振替は、自動振替期間中の振替日に行われるものとします。

3. 本カードへの入金額は、お客様があらかじめ当社に対して指定した金額によるものとします。また、お客様は、毎月末日までに当社所定の方法により当社に対して申し出ることにより、翌月以降の入金額を変更または入金を停止することができるものとします。

4. 前項の入金額の指定または変更は、3,000円以上で行うものとし、かつ、1回の入金額は、1,000円単位とします。

5. お客様は、前各項の規定にかかわらず、本カードにつき入金の義務を負わないものとします。

6. 当社は2ヶ月連続で残高不足によりお客様口座からの自動振替が出来なかった場合、次月以降の振替を停止することができるものとします。

第 6 条（入金がなされた場合の取扱）

1. 本カードへの入金が行なわれた場合には、当社は、当該本カードにかかる残高につき、入金額と同額を円建てにて増加させるものとします。
2. 入金による残高の増加は、当該入金に係る振替日の属する月の翌月 15 日までにおこなわれるものとします。
3. 入金による残高の上限は 1,200,000 円とし、前条第 2 項から第 4 項の規定にかかわらず、これを超えての入金はできないものとします。
4. 当社は、どのような名目であっても、入金された資金に対して利息を付与しません。また、本約款に特に定める場合を除き、残高の加算をいたしません。

第 7 条（発行保証金の保全及び利用者の権利）

1. 当社は、資金決済に関する法律第 14 条第 1 項に基づき、基準日未使用残高が法令に定める基準額を超える場合、当該未使用残高の 2 分の 1 以上に相当する額を発行保証金として供託し、利用者の資金の保全を図っています。ただし、法令上、未使用残高の全額が保全されるものではありません。
2. 本カードの保有者は、資金決済に関する法律第 31 条第 1 項に基づき、発行保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有します。
3. 当社は、発行保証金の保全方法として、法務局への供託を採用しています。

第 8 条（ボーナスバリュー等の付与）

1. 当社は、お客様の本カードへの入金額や利用額その他の本契約に基づくお取引の状況または当社とおお客様のその他の取引の状況に応じ、ボーナスバリュー等を付与することがあります。この場合、ボーナスバリュー等の付与による残高の上限は、入金による残高とは別個に 300,000 円とします。
2. お客様に以下の事由が生じたときには、当社は、当該事由が生じた時点の残高のうちボーナスバリュー等の付与による部分につき、お客様に何らの通知なくして当然にその付与を取消して、当該ボーナスバリュー等の付与による部分に相当する金額を減算することができるものとします。
 - ①本契約が解除されたとき。
 - ②お客様が死亡したとき。
 - ③お客様が本契約に違反したとき。

第 9 条（本カードの利用）

1. お客様は、自動振替期間中であっても本カードを利用することができるものとします。
2. お客様は、利用時点におけるカード取扱店においてのみ本カードを利用することができ、それ以外の店舗または施設においては利用できません。
3. 本カードは、その時点における本カードの残高の範囲で利用できるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、商品券その他の金券の購入など当社が定めた代金については、本カードを利用することはできないものとします。
5. 本カードを利用する場合には、カード取扱店で代金の支払をすべきときに、本カードを提示しなければなりません。ただし、カード取扱店が通信販売を行う店舗であって、通信販売の方法で行われた商品販売等の代金について本カードの利用を受け入れる店舗である場合には、当社所定の方法でカード番号および所定の識別番号（PIN）を通知することにより利用することができるものとします。
6. お客様が本カードを利用するに際し、当社は、当社所定の方法で本カードの利用者とおお客様の同一性について確認することができるものとします。

第 10 条（利用が行なされた場合の取扱）

1. 当社は、カードの利用が行なわれたときには、本カードの有効性および残高を確認し、即時に、当該カード取扱店に対して、利用承認の有無および利用承認の場合には対象金額を通知します。
2. 第 1 項の通知をしたときには、当社は、第 1 項の対象金額に相当する額を残高から減算するものとします。
3. 残高の減算を行うに際し、入金による残高とボーナスバリュー等の付与による残高がある場合には、入金による残高から先に減算するものとします。

第 11 条（販売業者等との関係）

1. 商品の欠陥や商品販売等に係る契約の解約など、本カードの利用に係る商品販売等に関し問題が生じた場合には、お客様と当社の間で解決するものとします。
2. お客様と当社との間で、本カードの利用に係る商品販売等に関し紛議が生じた場合であっても、当該本カードの利用により行われた残高の減算を取り消すことはできません。ただし、お客様が残高の減算の取消を求めている場合で、当社が特に書面により認める場合には、本約款に定めるところにより、減算された残高の全部または一部を再加算することがあります。

第 12 条（残高の再加算の取扱）

1. 前条第 2 項ただし書に基づき残高を再加算する場合、当社は当該再加算対象となる利用により残高を減少させた額と同額を残高に加算するものとします。
2. 前項の残高の再加算は、当社およびカード取扱店が前条第 2 項により再加算を承認した日から 3 営業日以内に行うものとします。
3. 前条第 2 項ただし書により残高の再加算が行われる場合であっても、当社は、当該再加算すべき額に利息を付すことはいたしません。

第 13 条（利用可能期間）

当社は、本カードにつき、入金、利用のいずれかの行為が最後になされた日から 2 年を経過したときには、当該カードにかかる残高全額につきこれを失効させ、残高を 0 円とすることができるものとします。

第 14 条（第三者による利用の禁止）

お客様は、本カードを第三者に利用させてはならないものとします。また、お客様は、本カードを利用することができる地位の第三者への譲渡、担保提供その他一切の処分を行うことはできません。

第 15 条（本カードの管理）

1. 本カードの所有権は当社に帰属します。
2. お客様は、紛失や盗難被害にあわないよう、またカード券面上に記載されたカード番号や磁気情報が判別できる状態を維持するよう、善良なる管理者の注意をもって本カードを管理しなければなりません。
3. お客様は、以下の行為をしてはならないものとします。
 - ①本カードを、第三者に譲渡または担保権を設定するなど、本カードの処分をすること。
 - ②貸与その他の方法により本カードの占有を移転すること。
 - ③本カードのうちカード番号を、本カードを第三者に利用させるために第三者に告知その他の方法で了知できるようにすること。

第 16 条（紛失・盗難時の利用停止）

1. 本カードを紛失もしくは盗難の被害にあわれた場合またはカード番号を他人に不正に使用された疑いがある場合には、すみやかに当社に対してその旨をお届けください。当社は、お届けを受け付けた場合には遅滞なく本カードの利用停止の措置をとるものとします。

2. 当社は、機能を停止後、紛失もしくは盗難された本カードがお客様に発行された本カードであることを確認のうえ、本カードの再発行を行うものとします。
3. 前項により本カードを再発行する場合には、お客様による第1項のお届けを当社が受け付けた時点における本カードに係る残高に、当該受付けから再発行までの間に残高に加算された額を加算した金額をもって、当該再発行された本カードの残高とするものとします。
4. 第2項の規定に基づき本カードを再発行する場合には、当社は、再発行に先立ち、再発行を求める者がお客様であることを確認するため、当社所定の本人確認書類の提示もしくは提供を求めたはお客様の本人確認のために必要な説明を求めることができるものとします。当社は、お客様の本人確認ができない場合には、本カードの再発行を拒むことができるものとします。
5. 本カードを再発行する場合、本カードのデザインまたはカード番号は、再発行前のものとは異なる場合があります。お客様はあらかじめこれを承認します。
6. 当社は、第1項の利用停止の措置によりお客様に生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。ただし、当該お申し出についてお客様の意思に基づかないことにつき当社に故意または重過失がある場合を除きます。

第17条（第三者が利用した場合等の取扱）

本カードが第三者により利用されたことまたは本カードを紛失もしくは盗難の被害にあわれたことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。ただし、当社に故意または重過失がある場合を除きます。

第18条（盗難・紛失以外の事由によるカードの再発行）

1. お客様がお客様に交付された本カードを汚損もしくは破損した場合または本カードの磁気データの読取ができなくなった場合には、お客様は、当社に対し、当該カードを添えて再発行を求めることができ、当社は、当該請求を受けたときには、お客様に対し、遅滞なく本カードを再発行します。
2. 当社は、本カードのセキュリティの維持向上のためその他の必要がある場合には、お客様に対し、お客様に交付した本カードの返還を求めることができるものとします。この場合、当社は、特にお客様から反対のお申し出がない限り、お客様に対して本カードを再発行するものとします。
3. 第1項または第2項の規定により本カードを再発行する場合、当社は、お客様から本カードの返納を受けた時点以降、それぞれ本カードを再発行するまでの間、当社は当該本カードの利用を停止するものとします。
4. 第1項または第2項の規定に基づき本カードを再発行する場合には、当社は、前項に従い本カードの利用を停止した時点における本カードに係る残高に、当該受付けから再発行までの間に残高に加算された額を加算した金額をもって、当該再発行する本カードの残高とします。
5. 本カードを再発行する場合、本カードのデザインまたはカード番号は、再発行前のものとは異なる場合があります。お客様はあらかじめこれを承認します。
6. 当社は、第3項の利用停止の措置によりお客様に生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。
7. 第1項に基づき本カードを再発行する場合、当社は、お客様に対し、当社所定の再発行手数料を請求することができるものとします。

第19条（システム保守・障害等）

1. 当社は、システムメンテナンスのために、定期的にまたは臨時に、本カードの入金、利用もしくは残高照会の全部または一部について、取扱いを制限する場合があります。この場合、やむを得ない緊急の必要がある場合を除き、当社は、当社のウェブサイトに掲出する方法で、取扱の制限に関して公表するものとします。

2. お客様は、停電、電気通信回線の途絶、システム障害その他やむを得ない事情により、予告なく、本カードの入金、利用もしくは残高の全部または一部について取扱いができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 前2項により本カードの取扱いが制限されることからお客様に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合を除きます。

第20条（換金）

1. お客様は、残高に相当する資金の払戻しを請求することはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客様は、当社に対して本カードの残高に相当する資金の払戻しを求めることができるものとします。
 - ①当社が本カードの取扱いを全面的に廃止することを決定し、他の事業者にもその業務が承継されないとき。
 - ②資金決済に関する法律に定められた払戻し原則禁止の例外にあたる場合。
3. 前項の払戻しの請求は、当社所定の申出書に本カードを添えて行うものとします。ただし、お客様が本カードを紛失している場合であって、本規約に定めるところに従い本カードの再発行を受けることができる場合には、本カードの提出を行う必要はありません。
4. 当社は、第2項の請求を受けた場合には、お客様に対し、当社所定の本人確認資料の提出または提示その他の方法により本人確認を行うことができるものとします。お客様がこれに応じない場合には、当社は、お客様が本人確認に応じるまで、第2項の請求を拒むことができるものとします。
5. 当社が第2項の請求を受けた場合には、請求を受けた時点までに本カードの利用停止の措置がとられていない場合には、当該請求を受けた時点において本カードの利用停止の措置をとるものとします。この場合、当社は利用停止によりお客様に生じる損害について責任を負わないものとします。
6. 当社が第2項の請求に応じる場合には、直近の利用停止時点における本カードの残高に、利用停止時点以降払戻し時点までに残高に加算された額を加算した額の払戻しを行うものとします。ただし、当該残高にボーナスバリュー等の付与による残高が含まれている場合には、当社は、当該ボーナスバリュー等の付与による残高相当額について、払戻しすべき残高には含めないことができるものとします。
7. 当社が第2項②の場合で払戻しを行う場合、お客様に入金やボーナスバリュー等の付与にかかった実費費用を請求することができるものとします。
8. 残高の払戻しは、前項に従い払い戻すべき金額が確定した後相当期間内に、入金のためにお客様が指定した預貯金口座への振込みの方法により行うものとします。ただし、振込に要する費用は、当社の負担とします。
9. 前項の規定にかかわらず、当社が特に認めた場合には、お客様が別途指定した口座への振り込みの方法その他当社が相当と認める他の方法により払戻しを行います。この場合において、前項の方法による場合と比較して費用が増加する場合には、お客様に払戻しの費用の負担を求めることができるものとします。
10. 当社は、資金決済に関する法律に従い、本カードの残高に相当する資金の払戻しに関する事項を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に公告したときには、当該公告に定められた払戻しを請求することができる期間の末日が経過した後は、第2項に定める請求を拒むことができるものとします。ただし、当該払戻しを請求することができる期間は、60日を下ることがないものとします。
11. お客様は、第2項に定める請求権の第三者への譲渡、担保提供その他一切の処分を行うことはできません。

第 21 条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社は、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様の当該カードを当社にお引渡しいただくものとします。

- ①お客様が不正な方法により本カードを取得、または、お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合
- ②本カードが偽造または変造されたものである場合
- ③第 22 条第 1 項の表明保証が誤りでありまたは第 2 項の誓約に違反した場合
- ④その他、本カードの利用が不正であると当社が認める場合

2. 当社またはカード取扱店は、前項各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。

3. お客様は前 1 項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、本契約の時点および利用の時点で、以下の各号（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないことを表明し保証します。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑥全各号の共生者 ⑦その他前各号に準ずる反社会的な集団または個人

2. お客様は、将来にわたり反社会的勢力に該当しないこと、反社会勢力を不当に利用しないこと、反社会的勢力に資金提供その他の利益を供与しないこと、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約します。

- ①暴力的要求行為
- ②法的な責任を超えた不当要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をなし、または暴力を用いる行為
- ④虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社またはカード取扱店の信用を毀損しまたはその業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、第 1 項の表明が誤りであるおそれがあると認めるときには、お客様に対して当該事項に関する報告または説明を求めることができるものとします。お客様は、当該請求を承けたときには、当社に対し、合理的な期間内に、書面その他当社が求める方法により報告または説明を行うものとします。

4. 当社はお客様が第一項各号に該当している疑いがあると認めた場合、本カードの利用を一時的に停止することができるものとします。

5. 第 1 項の表明が誤りでありまたは第 2 項の誓約に違反した場合には、当社は、何らの通知催告なくして本契約を解除できるものとします。この場合、お客様は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

第 23 条（損害賠償）

当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が不法行為に基づきお客様に対して損害賠償義務を負担する場合であっても、当社は、お客様に生じた逸失利益および特別損害を賠償する義務を負わないものとします。

第 24 条（合意管轄裁判所）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社との間に紛争が生じた場合、お客様の住所、当社の本社、本部または支店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 25 条（本約款の変更）

1. 当社は、60 日以上の予告期間をもって、当社のウェブサイトに掲出する方法その他相当な方法により公表することにより、本約款を変更することができるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、特に緊急の必要がある場合またはお客様に不利益とはならない変更の場合には、当社は前項の予告期間を短縮しまたは予告期間を設けることなく本約款を変更することができるものとします。この場合、当社は遅滞なく変更後の本約款を当社のウェブサイトに掲出するものとします。